平成２７年（フ）第１０２８号
埼玉県川口市新井町２番13号　フラワー新井町Ａ号棟103号
債務者　小林　恵美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
埼玉県越谷市蒲生茜町７番地７　東豪ビル507
債務者　一條カンナ（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地３―14―302
債務者　池ヶ谷恵美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０６７号
札幌市北区新琴似７条６丁目３番９号　夏音ビル２Ｆ奥
債務者　押切　康容
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６８号
札幌市北区新琴似７条６丁目３番９号　夏音ビル２Ｆ奥
債務者　押切　雅英
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０８号
札幌市南区南35条西９丁目１番11号　コンフォートＳ35―202号
債務者　蝦名　一郎
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４５号
札幌市東区北48条東２丁目１番38号　フレグランス三島１階Ｄ―１号
債務者　高田　恵里
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２０号
札幌市白石区栄通２丁目４番25号　シルクハイツ105号
債務者　佐藤　秀也
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７２号
札幌市南区澄川５条３丁目８番36―208号
債務者　籾山　俊生
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４１号
札幌市東区北31条東９丁目２番８号　アクアレーベル31―101号
債務者　松田　好明
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４７号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番32―504号
債務者　坂田　恵利
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字七曲山128番地２
債務者　水野　真弓
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第４０２号
埼玉県川越市大字寺尾２番地（ジュネステイク202号室）
債務者　内河　穂廉
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４１２号
埼玉県坂戸市関間１丁目７番13号
債務者　新幡　友次
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４６号
埼玉県川越市月吉町13番地１（県営住宅３号棟401号室）
債務者　池田　正子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５０号
埼玉県川越市砂新田１丁目１番地２（ホルンホームズ202号室）
債務者　河野　浩
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４６７号
埼玉県所沢市小手指南３丁目39番地の23
債務者　氏家　勝代（旧姓谷田部）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部